長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果について

～505 事業場のうち 163 事業場（32.3%）で違法な時間外労働を確認～

富山労働局では、このたび、令和７年度に長時間労働が疑われる事業場に対して労働基準監督署が実施した、監督指導の結果を取りまとめました。

当局では、今後も長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行うとともに、今年も 11 月の「過労死等防止啓発月間」期間中に、長時間労働が疑われる事業場に対して重点的に監督指導を行うこととしています。

【監督指導結果のポイント】（令和７年４月１日～令和８年３月 31 日）

１　**監督指導の実施事業場：**　**505 事業場**

２　**主な違反内容**［(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場］

①　**違法な時間外労働があったもの：**　**163 事業場　(32.3%)**

うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が

月 80 時間を超えるもの：	51 事業場（31.3%）
うち、月 100 時間を超えるもの：	20 事業場（12.3%）
うち、月 150 時間を超えるもの：	4 事業場（ 2.5%）

②　**賃金不払残業があったもの：**　**6 事業場　（ 1.2% ）**

③　**過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：**　**84 事業場　(16.6%)**

３　主な健康障害防止に関する指導の状況［(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場］

①　**過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの：**　**213 事業場　(42.2%)**

②　**労働時間の把握が不適正なため指導したもの：**　**66 事業場　(13.1%)**

公表資料の詳細は以下の URL からご覧頂けます。

https://jsite.mhlw.go.jp/toyama-roudoukyoku/news_topics/houdou/tyoujikankantoku_00007.html